

称号及び氏名	博士（人間科学）	小松原 織香
学位授与の日付	平成28年3月31日	
論文名	性暴力被害者にとっての対話の意義 —Restorative Justice（修復的司法）の実践を手がかりに—	
論文審査委員	主査	細見 和之
	副査	浅井 美智子
	副査	酒井 隆史
	副査	森岡 正博（早稲田大学大学院）

## 要旨

本論文「性暴力被害者にとっての対話の意義 —Restorative Justice（修復的司法）の実践を手がかりに—」は、Restorative Justice（以下、RJ と略す）の実践例を参照しながら性暴力被害者の「対話(dialogue)」の意義の考察を行うものである。

RJ は、西欧諸国を中心に実践が広まっていった新しい紛争解決のアプローチである。従来の刑事司法では、国家が加害者を裁くことで紛争解決とされた。他方、RJ は被害者と加害者の二者関係における「対話」に焦点を当てる。犯罪・暴力の当事者の間で行われる「対話」が、性暴力被害者の人生にいかなる意味を持つのかを明らかにすることが、本論文の目的である。RJ 研究は法学や心理学、教育学や福祉学など多岐にわたる分野で広く多様な研究が行われている。本論文は性暴力事例に的を絞り、実証研究も参照しながら、文献を用いた哲学的考察によって論を進めた。

第1章では、被害者の視点から RJ について再考を行った。第1節では「RJ とは何か」と題し、先行研究の中で RJ の定義や歴史がどのように論じられてきたのかを概観した。RJ は刑事司法のみならず、教育や福祉の現場でも広く実践されている。その多様な実践を「修復的社会(restorative society)」の構想という視点から、一つのまとまりのある RJ 概念としてまとめ上げることができる。

第2節では、犯罪被害者団体からの RJ への懐疑論を踏まえて、被害者に有用な RJ の可能性を模索した。RJ は従来の刑事司法を批判し、新たな「対話」を実現しよう試みたため、被害者団体からは賛否両論の声が上がった。そこで筆者は、RJ に適用する事例を限定し、当事者のニーズを重視する実践ならば、被害者に有用であり得るという可能性を示した。

第2章では、「人称(person)」の視点から、被害者と加害者の「対話」について、思想史を踏まえながら検討した。第1節では、フランスの哲学者のウラジミール・ジャンケレヴィッチ(Vladimir Jankélévitch)の「人称」の議論の枠組みを援用した。人間は「人称」によって問題の認識を大きく変える。犯罪・暴力の問題についても、同じことが言える。「1人称」の視点から見た犯罪・暴力の問題は、被害者と加害者の内省によって立ち現れる。「3人称」の視点から見た犯罪・暴力の問題は、科学的調査や刑事司法制度の手続きの中で立

ち現れる。それに対して、「2人称」の視点から見た犯罪・暴力の問題は、被害者と加害者の二者関係における「対話」の中で立ち現れてくるのである。対話の中で、被害者が加害者に向けて、「なぜ、私？(Why me?)」と問うとき、具体的で生々しい犯罪・暴力の経験が想起される。筆者が捉えようとしているのは、この具体的で唯一無二で独異的な経験としての犯罪・暴力の問題である。

第2節では、初期のRJ研究者の文献を検討し、犯罪・暴力の問題が「2人称」の視点から捉えられてきたことを明らかにする。RJの研究や実践を進めてきた、ニルス・クリステイ(Nils Christie)、ハワード・ゼア(Howard Zehr)、マオリ評議会(Maori Council)もまた、刑事司法制度の中で犯罪・暴力が「3人称」の視点から抽象的なものとして扱われていることを批判し、「2人称」の視点から共同体内の具体的な出来事として犯罪・暴力を捉え直そうとした。さらに、第3節では、こうしたRJの思想が、コミュニタリアン(communitarians)の思想と地続きであることを指摘する。しかしながら、現実の刑事政策については、コミュニタリアンの思想は犯罪の加害者を、「共同体」の敵と認識し排除している。そこで、第4節では、共同体から加害者を排除するのではなく、包摂する正義論として、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマス(Jürgen Habermas)の思想を取り上げる。ハーバーマスは、共同体内の価値規範が対立した場合、相手を敵とみなして排除するのではなく、「対話」を通して新たな規範を創出し、共同体を維持することが正義にかなっているという。そこから敷衍して、「対話による正義」の思想の実践が、RJにおける「対話」と考えられる。

第5節では、ジェンダーの視点を用い、共同体内の「対話」の中で女性が発話の困難に直面することを取り上げる。キャロル・ギリガン(Carol Gilligan)とキャサリン・A・マッキノン(Catharine MacKinnon)の論争を取り上げ、女性が男性とは異なる発話の主体の有り様を持つ可能性を検討する。社会的弱者にとっての発話の困難の問題が明らかとなる。

第3章では、性暴力被害者の発話主体の構造のモデル化を行う。第1節では、警察資料や性暴力被害者の支援者の証言を検討する。性暴力被害者は社会的・文化的背景により、沈黙を余儀なくされた社会的弱者である。そのため、性暴力被害者が「声を上げる」ことが、社会変革の一步となる。

第2節では、精神科医のジュディス・ハーマン(Judith Lewis Herman)のトラウマ研究を検討し、性暴力被害者がセラピーの中で被害について語ることで、「回復する主体」となる経験を得ていることを分析した。性暴力被害者が共同体のメンバーに向けて、自己の経験を語ることで共同体の変革を促すようになる。第3節では、性暴力被害者が法廷で公正に扱われ、「告発する主体」となるためには、刑事司法改革を通じた共同体の変革が必要であることを考察した。このように、性暴力被害者の「回復」や「告発」のためには共同体の変革が重要だと言える。

第4節では、フェミニスト犯罪学者のフランシス・ハイデンゾーン(Frances Hidensohn)の論文を取り上げ、RJの「対話」は女性的な紛争解決であるというアイデアを検討する。二項対立への単純化への批判を踏まえながら、フェミニズムには、被害者と加害者の「対話する主体」を肯定する思想があることを明らかにした。

第5節では、性暴力被害者の「語る主体」を、「回復する主体」、「告発する主体」、「対話する主体」の三側面から捉えるモデルを提起した。「回復」「告発」「対話」の三項を対立項ではなく、並立する主体の側面として捉えることで、立体的で包括的な性暴力被害者の主体モデルを確立することができた。

第4章では、第3章の理論的考察を下敷きに、性暴力事例におけるRJの実践を検討した。第1節では、性暴力に特化してRJを実践する先駆的な団体を紹介した。ヨーロッパを中心として、性暴力被害者のトラウマに配慮したプログラムの実践が広がっている。

第2節では、RJ研究者のキャサリン・デイリー(Kathleen Daly)とRJに反対するセラピスト、アニー・カズンズ(Annie Cossins)の論争を取り上げ、第3章で提起した性暴力被害者の主体のモデルを参照しながら検討した。カズンズは性暴力被害者支援の立場から、RJは再被害の恐れがあるため危険であると主張した。カズンズの主張を筆者のモデルに沿って整理すると、RJは性暴力被害者の「回復する主体」の役には立たないし、「告発する主体」には裁判が適していることになる。他方、デイリーは加害者が「対話」の中で「罪を認める」ことを重視しており、「対話する主体」の視点からRJを捉えていると考えられる。デイリーと同様に、「回復」や「告発」とは異なる「対話」という側面から、RJを検討する必要がある、

第3節では、アイルランドで行われた性暴力被害者へのインタビュー調査を参照して、当人がRJに参加を望む理由を分析した。インタビュー調査に記録された性暴力被害者の「語り」からは、加害者に「なぜ(Why?)」「なぜ、私(Why me?)」と問いかけたいと望んでいることが明らかになった。これは第2章で述べた「2人称」の視点からみた、被害者と加害者の「対話」だと考えられる。性暴力被害者にとっても、加害者に対して直接、問いかけたいというニーズがある。それを実現するのがRJにおける「対話」である。

第5章では、実際に対話の中で何が起きるのかを、性暴力被害者の手記に現れる「語り(narrative)」を通して検討する。第1節では、RJに参加した性暴力被害者の「語り」から、対話には二側面があることを考察する。まず、「対話」にはハーバーマスが提起したような、新たな規範を創出して、共同体を維持しようとする側面がある。これを筆者は「修復的対話(restorative dialogue)」と名付けた。次に、「対話」には第4章で述べたような、被害者から加害者へ呼びかけるという側面がある。この直接的に加害者に問いかけることで性暴力被害者の内面が変容していくような対話を、筆者は「解体的対話(deconstructive dialogue)」と名付けた。そして、「解体的対話」を通して得られる二者関係から解放される経験を、「赦し(forgiveness)」と呼ぶことができると考察した。

第2節では、フランスの哲学者ジャック・デリダ(Jacques Derrida)の「赦し」の概念についての議論を援用し、被害者の「赦し」がコミュニティに与える影響について考察した。被害者が「赦し」について「個人」として語ることは、「共同体」のメンバーの内面に働きかける。そのことで、「赦し」の可能性が担保され、過酷な暴力が繰り返されても、「共生」の希望を失わずにいられるのである。

本論全体として、「対話」について実際の実践例を挙げながら、哲学的な抽象的概念と接続を行うことで、現実在即した「赦し」の考察に至ることができた。残された課題は今後の研究に委ねられる。

## 学位論文審査結果の要旨

### (1) 研究テーマが絞り込まれている

本論文は、犯罪・暴力に対する新しい紛争解決のアプローチである Restorative Justice (以下、本論文に従った RJ と略す) がもつ意義を、性暴力の被害者にそくして一貫して解明しようとするものであって、研究テーマは明確に絞り込まれている。

### (2) 論文の方法論が明確である

本論文は、一方で RJ についての文献研究を行なうとともに、狭義の RJ の領域を超えた文献を参照し、優れた哲学的考察をくわえながら、RJ の本質を解明する議論に組み込んでいる。他方で、本論文は、海外における RJ の貴重な実証研究を参照することによって、そのデータを本論文の展開に積極的に取り入れている。いずれにおいても、本論文における方法論は明確である。

### (3) 研究テーマについての先行研究の調査を十分に行っている

本論文においては、とくに第 1 章において、RJ の起源から 20 世紀後半から欧米で実際に行われてきた RJ が紹介され、それに続けて、現在の内外における RJ の研究動向が丁寧に調査されている。RJ の定義、原則など、曖昧な要素がいまだに内包されているだけに、本論文の明快な整理はそれ自体貴重である。また、「被害者学」、「被害者権利運動」との軋轢をもった関係も、そこではきちんと紹介されている。これらのことから、先行研究の調査は十分に行われていると言える。

### (4) 研究の素材となる基本文献、資料、調査データを十分に吟味している

本研究においては、性暴力の被害者にとっての RJ の意義を浮かび上がらせるために、RJ に関わる文献のみならず、性暴力、トラウマ、フェミニズム等々をめぐる基本文献が膨大に読み解かれている。また、一見 RJ とは縁遠く思われる文献、たとえばジャンケレヴィッチ『死』で明示された「死」を人称によって捉える視点が、RJ の意義を照らし出す形で参照されている。また、海外における RJ の実証研究を十分に吟味して、そのデータを本研究の議論に適切に組み込んでいる。このように、本研究は研究の素材となる基本文献、資料、調査データを十分に吟味していると言える。

### (5) 研究テーマについて、先行研究にはない新しい知見を打ち出している

まずもって、性暴力の被害者にとって RJ のもつ積極的意義を明確にしようとすること自体、本研究における独創的な試みである。そして、実際にその試みを遂行することによって、以下の新しい知見を打ち出していると言える。

- 1) 性暴力を見る視点に「人称」の次元を持ち込むことによって、従来の刑法の視点が「3 人称」で犯罪を捉えてきたのに対して RJ は犯罪を「2 人称」の視点で捉えるものであることを明確に説いたこと。

- 2) 性暴力の被害者が従来、「回復する主体」および「告発する主体」として捉えられてきたのに対して、RJの「対話」を軸に考察することによって、「対話する主体」を「回復する主体」および「告発する主体」の根底に存するものとして位置づけることによって、「回復する主体」 - 「告発する主体」・「対話する主体」という3項からなる立体的なモデルとして性暴力の被害者を捉えなおすことを可能にしたこと。これらの点はいずれも、先行研究にはない新しい知見である。
- 3) 対話によって関係を回復する「修復的対話」に対して、関係そのものから被害者が解放されてゆく「解体的対話」というものの意義を明確にし、そこに性暴力を生み出したコミュニティそのものの変容の可能性を見出し、そのような解体的対話に対して「ペルセポネ・モデル」という含蓄のある神話的な名称を与えていること。

**(6) その知見を裏付けるための、必要にして十分な議論と実証が展開されている**

著者の議論は、十分論理的に展開されている。その際、著者は一方的に議論を進めるのではなく、しばしば異論や反論を想定しつつ進めている。そのことによって、論述に説得力が増している。本論文においては、必要にして十分な議論と実証が展開されていると言える。

**(7) 当該分野の研究領域に新たな地平を切り開く、独創性を備えた論文である**

(5)の項目であげた3つのポイントは、本研究がそなえている独創的な点である。性暴力被害者の立場に寄り添いながら、RJの意義を明確に打ち出した本研究は、RJのみならず、性暴力と被害者、被害者の置かれているコミュニティなど、多くの研究領域に新たな地平を切り開く、独創性を備えた論文である。

以上の評価を踏まえ、本学位論文審査委員会は全員が一致して、本論文を博士(人間科学)学位の授与に値するものと判断した。

以上